

小規模太陽光発電所の建設を計画する皆様へ

森林の伐採を伴う場合やため池の水面等に設置する場合は 自然環境調査が必要です

兵庫県内では、アセス条例対象外^{注1}の特に森林伐採等の自然改変を伴う小規模太陽光発電所の新增設が数多く見込まれています。

このため、令和2年3月10日に、アセス条例対象外の小規模太陽光発電所事業を対象とする「小規模太陽光発電所に関する自然環境調査指針（以下「調査指針」という。）」を制定しました。事業者の皆様はこの指針に基づき、工事着手の60日前までに自然環境調査を行い、その結果を県に報告していただくようお願いします。

注1 環境影響評価に関する条例（アセス条例）の対象

太陽電池発電所（事業区域面積5ha以上の新設・増設事業）については、令和2年4月1日以降、アセス手続を行う必要があります。

対象となる小規模太陽光発電所の事業

太陽光発電所の新設・増設であって、森林の伐採を伴うもの又はため池の水面上等に設置するもの（事業区域面積が0.5ha^{※注2}以上のもの。アセス条例対象のものを除く。）

注2・たつの市、小野市、朝来市、多可町の区域並びに三田市の市街化調整区域外⇒0.1ha以上
・三田市の市街化調整区域内⇒0.03ha以上

調査指針の主な内容

- （1）自然環境調査の実施（自然環境を適切に把握できる時期に1回以上）
- （2）調査結果報告書の作成・提出（必要に応じて県からの助言を受けます。）

その他関連事項（太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（太陽光条例））

太陽光発電施設の設置基準として、「野生動植物の生息又は生育上重大な支障を及ぼすおそれがないこと」を追加しました（令和2年4月1日施行）。

⇒小規模太陽光発電所については、調査指針に基づく自然環境調査結果を事業計画届出書に添付していただくことになります。

詳細については、以下までお問い合わせください。

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

■ 自然環境調査指針、アセス条例に関すること

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 環境影響評価室

電話：078-341-7711（内線3331、3335）FAX：078-362-3914

ひょうごの環境 HP (<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/asess>)

■ 太陽光条例に関すること

兵庫県 県土整備部 住宅建築局 建築指導課

電話：078-341-7711（内線4848）FAX：078-362-4455

条例 HP (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/taiyoukoujourei.html>)

Q&A

- 1 Q. 休耕田で太陽光パネルを設置する予定ですが、調査指針の対象になりますか。
A. 休耕田、建物跡地、屋根等に設置する場合は対象となりません。対象となるのは、森林の伐採又はため池の水面上等に設置する場合はです。
- 2 Q. 「森林の伐採」の「森林」の定義は。
A. 森林法第2条で定義される森林です。
- 3 Q. 事業区域面積とは、パネルの設置面積のことですか。
A. 事業区域面積とは、パネル設置面積に加え、パワコン、フェンス、調整池、進入路及び法令上必要な残置・造成森林等の面積を合計した面積です。
- 4 Q. 県内全ての区域が対象となりますか。
A. 神戸市以外の区域が対象です。
- 5 Q. 既に工事着手済の事業であっても、調査する必要がありますか。
A. 工事着手済の事業については、調査の必要はありません。
- 6 Q. どのような自然環境調査を行う必要がありますか。
A. 動植物の生息・生育状況、生態系の状況について調査を行う必要があります。具体的な調査内容等については、県の「環境影響評価指針」や、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン案」を参考にしてください。
- 7 Q. 報告書の様式はありますか。
A. 任意の様式で提出してください。
- 8 Q. 既に自然環境調査を実施済ですが、調査指針に基づいて再度実施する必要がありますか。
A. 再度実施する必要はありません。